

事前評価票【No.8】

施策等名	広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案	担当課 (担当課長名)	国土計画局総務課 (幾度 明) 都市・地域整備局まちづくり推進課 (菱田 一)
施策等の概要	広域的地域活性化のための基盤整備を推進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、都道府県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画に基づく民間拠点施設整備事業計画の認定制度の創設等の措置を講ずる。		
施策等の目的	民間事業者による拠点施設及び公共施設の整備を促進することを通じ、広域的な経済活動等の促進を図る。		
政策目標	22) 地域間交流、観光交流等内外交流の推進		
業績指標			
業績指標の目標値(目標年次)			
施策等の必要性	<p>目標と現状のギャップ</p> <p>人口構造の変化、経済社会生活圏の広域化、国際化の進展等の経済社会情勢の変化する中で、全国各地域において広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域の活性化(広域的地域活性化)を図ることが重要となっている。しかしながら、広域的地域活性化に不可欠である民間の資金やノウハウを活用した良好な都市開発事業が促進されていない。</p> <p>原因分析</p> <p>大規模な都市開発プロジェクトについては、その実施に多額の資金を要するとともに、事業期間が長期に及び、民間事業者が事業を立ち上げ、実施していく上において開発リスクが大きい。特に地方部においては、地域経済や地価動向等のいわゆる地方リスクの存在により、開発リスクを分担する投資家が少ないため資金調達課題となっており、民間事業者による都市開発事業が促進されていないと考えられる。</p> <p>課題の特定</p> <p>地方部において優良な都市開発事業を行おうとする民間事業者の事業の立上げを支援し、事業実施のインセンティブとなるような制度を創設することが課題である。</p> <p>施策の具体的内容</p> <p>広域的な地域活性化に係る諸活動の拠点となる施設と公共施設整備を併せて行う優良な都市開発事業について民間拠点施設整備事業計画の認定制度を創設し、認定を受けた事業者に対して金融支援や都市計画の提案等の支援措置を講ずる。</p>		
社会的ニーズ	人口構造の変化、経済社会生活圏の広域化、国際化の進展等の経済社会情勢の変化する中で、全国各地域において広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域の活性化(広域的地域活性化)を図ることが重要となっており、地域活性化に寄与する民間の経済活動等の拠点の整備を促進する必要がある。		
行政の関与	広域的地域活性化のための拠点施設の整備を行う都市開発事業の立ち上げに当たっては、民間事業者においては資金調達等の課題が多いことから、優良な民間都市開発事業について行政による認定制度を創設し、公的資金による金融支		

	援等の円滑な事業立上げに資する支援制度を講ずる必要がある。
国の関与	広域的地域活性化は国家的な観点からの重要課題であり、そのための優良な都市開発事業に対しては国としても支援を行う必要がある。
施策等の効率性	一定の基準に基づき民間拠点施設整備事業計画を認定した場合に、拠点施設整備を公共施設整備と併せて行う都市計画的見地から優良と認められる事業に対して金融支援を受けられることとすることで、地域自立・活性化交付金による都道府県の公共施設等の整備と相まって、地方公共団体と民間事業者が適切な役割分担の下、重点地区の整備の速やかな進捗が図られることとなる。
施策等の有効性	国土交通大臣による民間拠点施設整備事業計画の認定を受けた民間事業者に対する金融支援や都市計画の提案等のインセンティブを与えることにより、民間事業者による広域的地域活性化のための拠点施設の整備が推進される。
その他特記すべき事項	<p>「地域活性化に関する政府の取組について」(平成18年11月24日 地域活性化策に関する政府の取組に関する関係閣僚による会合了承)において、「民間プロジェクト中心(民主導)の地域戦略プロジェクトに対する総合的な支援制度の創設」とされている。</p> <p>「国土審議会計画部会中間とりまとめ」(平成18年11月16日)において、「多様で自立的な複数の広域ブロックからなる国土構造の構築」のため、「広域地方計画に基づく国際競争力の強化等を目指した重点施策や官民による地域戦略を支え効率的・効果的に実現するため」、「国としての支援の枠組みについて検討し、その実現を図ることが求められる」とされている。</p> <p>附則第2条において、法律の施行後十年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。</p>